

供給約款等以外の供給条件認可申請書

客 営 販 第 1 号
平成26年 8 月 8 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 瓜 生 道 明
社 長

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	平成26年8月 日以降相当の期間

料金その他の供給条件の内容

- 1 電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）附則5（需要場所についての特別措置）(1)イに定める原需要場所（以下「原需要場所」といいます。）のうち、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イに定める特例区域等（以下「特例区域等」といいます。）がある場合で、供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この供給約款等以外の供給条件の適用の申出の際現に供給約款附則5〔需要場所についての特別措置〕の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この供給約款等以外の供給条件の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イ(イ), (ロ), (ハ), (ニ)および(ホ)のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、供給約款附則5（需要場所についての特別措置）(1)イにかかわらず、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。
- 2 その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第27条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成26年8月1日における電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の改正を受け、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等が一体で1需要場所を形成している場合で、各サービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備を設置するときは、当分の間の措置として、各サービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ1に限り、別途の契約が可能となるよう、電気事業法第21条第1項ただし書の規定により供給約款又は選択約款以外の供給条件を設定いたしたく、認可申請する次第であります。